

訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションとは

在宅で療養を行っており、可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、リハビリ専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）が直接自宅に伺い、住み慣れた環境での生活を継続できるよう必要な機能訓練・日常生活動作の練習・福祉用具の選定及び住宅改修のアドバイスをを行います。又、ご家族への介助方法の指導や家庭で行える運動の指導も行います。

当事業所では理学療法士1名、作業療法士1名で訪問リハビリを行っています。

訪問リハビリテーションの対象者

主治医より訪問リハビリテーションが必要と認められた方が対象です。

たとえば・・・

- ・身体機能低下などで通所系サービス利用が困難な方
- ・動作を獲得して通所系サービスにつなげたい方
- ・通院が困難で自宅でのリハビリを受けたい方
- ・退院・退所後で自宅での生活に不安がある方

訪問リハビリテーションの内容

- ・身体機能の訓練（関節可動域運動・筋力トレーニングなど）
- ・基本動作訓練（起き上がり、立ち上がりや歩行など）
- ・日常生活動作（食事、排泄、更衣、入浴などの動作練習や介助指導）
- ・日常生活関連動作（趣味・屋外活動・家事動作など）
- ・自宅内の環境整備（福祉用具の提案・検討、住宅改修の提案・検討）
- ・自主トレーニングの指導 ・心理的サポート
- ・各サービス担当者との連携 ・言語・嚥下訓練のアドバイス

ご利用方法

主治医や介護支援専門員（ケアマネージャー）
かかりつけ病院の医療相談員にご相談下さい

介護保険の場合のご利用までの流れ

主治医が当院の方

主治医やケアマネージャーへご相談下さい
↓
指示書作成の為、当院を受診して頂きます
↓
ご利用者・ケアマネージャー等と相談し、
担当者会議および契約する
↓
訪問リハビリ開始

※3か月に1回の定期的な診察が必要です

主治医が当院以外の方

ケアマネージャーへご相談下さい
↓
かかりつけの病院を受診し、主治医から当院
へ診療情報提供書を頂きます
↓
指示書作成の為、当院を受診して頂きます
↓
ご利用者・ケアマネージャー等と相談し、
担当者会議および契約する
↓
訪問リハビリ開始

※3か月に1回かかりつけ病院の受診と当院
の診察が必要です

医療保険の場合のご利用までの流れ

主治医へご相談下さい
(介護保険の認定を受けておらず、また訪問診療を利用されている方、指定難病の方が対象となります)
↓
当院へ依頼があります
↓
医師が診療後、指示書を作成します
↓
ご利用者と相談し、サービスの日程を決定します
↓
訪問リハビリ開始

※1か月に1回の定期的な診察が必要です

料金について

- ・訪問リハビリテーション費：308 単位（1 回 20 分）
 - ・介護予防訪問リハビリテーション費：298 単位（1 回 20 分）
ただし、1 年を超えてご利用の場合は 268 単位（1 回 20 分）
 - ・サービス提供体制強化加算Ⅰ：6 単位（1 回につき）
 - ・移行支援加算：17 単位（1 日につき）
 - ・短期集中リハビリテーション実施加算：200 単位（1 日）（退院・退所日より 3 か月間、週 2 回以上）
 - ・退院時共同指導加算：600 単位（1 回のみ）（退院時カンファレンスに参加した場合）
-
- ・在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料：300 点（1 単位 20 分）
-
- ・交通費 あさぎり・多良木・湯前・水上にお住まいの方は無料
4ヶ町村以外にお住まいの方は事業所から 15 キロ未満は 400 円/日、15 キロ以上 500 円/日
- ※①介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額になります。
- ※②40 分/日以上のご利用をお願いしております。

お問い合わせ

球磨郡公立多良木病院 訪問リハビリテーション事業所

営業時間：8:30～17:15

営業日：月曜～金曜日（祝祭日・年末年始休）

住所：熊本県球磨郡多良木町大字多良木 4210 番地

電話：0966-42-2560（代表）

FAX：0966-42-6788（代表）

担当：久留・後藤

※空き状況はお電話にてお問合せ下さいますようお願い致します。

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

重要事項説明

1 概要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名：球磨郡公立多良木病院 訪問リハビリテーション事業所

所在地：熊本県球磨郡多良木町大字多良木4210番地

電話番号：0966-42-2560（代表）

FAX 番号：0966-42-6788

介護保険事業所番号：4318212273

その他のサービス：短時間通所リハビリテーション

サービスを提供する地域：多良木町、あさぎり町、湯前町、水上村

※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

(2) サービス提供時間

平日：午前9時～午後4時

休業日：土曜日、日曜日、祝祭日、振替休日、年末年始

2 当事業所の運営の方針

ご利用者の要介護状態または要支援状態の軽減もしくは悪化の防止、または要介護状態となることの予防を目的にリハビリテーションの目標を設定し、計画的に訪問リハビリテーションおよび介護予防訪問リハビリテーションを行います。

また、自ら訪問リハビリテーションおよび介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にサービスの改善を図ります。

3 サービスの内容

- (1) 体力・機能維持、改善
- (2) 日常生活動作の指導
- (3) 日常生活用品の紹介
- (4) 介助方法についての指導
- (5) 住宅改修等環境整備
- (6) 福祉・保険制度の情報提供
- (7) その他

4 利用料金 その他費用

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用される場合は、原則として利用者の負担割合に応じた金額となります。

○基本報酬

- | | |
|---------------------------|---------|
| ・訪問リハビリテーション費 20分（1回） | 308単位 |
| ・介護予防訪問リハビリテーション費 20分（1回） | 298単位 |
| ただし12月を超えて提供する場合は30単位減算 | （268単位） |

○その他の加算

- ・ サービス提供体制加算 I
一定年数の経験者の施設配置により 1 回につき加算 6 単位
- ・ 短期集中リハビリテーション実施加算
退院または退所後 3 ヶ月以内の期間に限り 1 日につき加算 200 単位
- ・ 移行支援加算（介護のみ）
訪問リハビリテーションのご利用に限り 1 日につき加算 17 単位
- ・ 退院時共同指導加算
担当が退院前カンファレンスに参加した場合、初回のみ加算 600 単位

(2) 交通費

多良木町、あさぎり町、湯前町、水上村にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方	事業所から片道 15 キロメートル未満の場合	400 円
	事業所から片道 15 キロメートル以上の場合	500 円

(3) 料金の支払い方法

毎月 10 日過ぎに前月分の請求書を発行しますので末日までにお支払いください。

お支払いいただきますと領収書を発行いたします。お支払い方法は窓口での現金払い、口座振替の方法等があります。契約時にお選びください。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

介護支援専門員（ケアマネージャー）へご相談ください。作成された居宅サービス計画（ケアプラン）に基づく主治医からの訪問リハビリ指示をもってサービス利用開始となります

(2) サービスの変更

サービス変更や中止などの要請がありましたら、事業所への連絡と担当の介護支援専門員へのご連絡をお願いいたします。

(3) サービスの終了

①ご利用者の都合でサービスを終了する場合、サービス終了を希望する日の 1 週間前までにお申し出ください。

②当事業所の人員不足等、やむを得ない事由によりサービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は終了 30 日前までに文書で通知します。

③自動終了

以下のケースは、双方の通知がない場合でも自動的にサービスを終了いたします。

- ・ ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスご利用の方の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・ ご利用者が亡くなられた場合

④その他

・ 当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない、守秘義務に反した、ご利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行なった、または当事業所が破産したなどの場合、ご利用者は即座にサービスを終了できます。

・ご利用者がサービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、またご利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただくことがございます。

6 サービス内容に関する苦情

当事業所の提供したサービスに対して不満や苦情がある場合には、どんなささいな事でも構いませんので、次の窓口までお申し付けください。

① 事業所のお客様相談・苦情窓口

担当者 神瀬 誠

責任者 球磨郡公立多良木病院企業長

電話 0966-42-2560 FAX 0966-42-6788

受付日 年中（ただし土日、祝祭日、振替休日、年末年始を除く）

受付時間 午前9時～午後5時

② その他

当事業所以外にも、お住まいの市町村および熊本県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

7 虐待の防止について

当事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために次の措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者の選定。
- ② 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。
- ③ 利用者およびその家族からの虐待に係る苦情処理体制の整備。

8 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、ご利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者に連絡するとともに必要な措置を講じます。

また、ご利用者に対して当時業者の介護サービスにより生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償いたします。ただし自らの責めに帰すべき理由によらない場合にはこの限りではありません。また当事業所では損害補償会社と契約をしております。